

# 課題解決人材・次世代産業創造人材育成業務 仕様書

## 1. 事業目的

日本全体で若年層人口の減少やグローバル意識の低下が進む中、国際競争力の維持・向上には、課題解決能力を備えた人材の育成が重要であり、神戸市では地域経済の持続的な発展を実現するため、世界に挑戦する人材の輩出に取り組んでいる。

本業務では、中学生・高校生・大学生を対象に、主体性や積極性、グローバル志向などを醸成とともに課題解決能力を育成するプログラムを構築し、学びの段階から実践の場までを結び、課題解決力を身につけた人材が起業やグローバルな舞台で活躍できるよう、一気通貫で成長を支援する仕組みを確立する。これにより、課題解決人材・次世代産業創造人材育成の神戸発ロールモデルを確立し、神戸から国内外で活躍する人材の輩出を加速することを目的とする。

## 2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3. 委託料（上限）

24,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4. 事業内容

### (1) 人材育成プログラムの企画

中学生・高校生・大学生を対象に、それぞれの目的に応じた人材育成プログラムを企画・運営すること。以下に記載する内容を基本としつつ、受託者による提案も受け付けることとする。

#### ①中学生向け

目的：企業が抱える具体的な課題に触れ、その背景や構造を理解する過程を通じて、生徒の思考力を具体化し、学校での学びを社会で活かす力へと発展させ、未来を切り拓く思考力と行動力を身につける。

#### 内容：

- ・社会課題に取り組む企業が抱える実際の課題に対し、課題の背景や企業の視点を理解するワークショップを実施すること。企業課題の理解・アイデアの創出・発表までを行う全4回程度の構成とする。
- ・実施形式はオンラインとオフラインの併用を可能とするが、少なくとも1回は対面で実施すること。
- ・参加形態は、個人参加に加え、神戸市の中学校部活動の新しい仕組み「KOBED◆KATSU(コベカツ)」の登録団体など、団体ごとの参加にも対応できる設計とすること。参加者の募集方法については本市と協議のうえ決定し、共同で行うこととする。
- ・社会課題に取り組む企業を選定し、2～3課題を設定すること。また、プログラム実施に必要な連絡調整を行うこと。
- ・課題のテーマのひとつ、もしくはプログラムの中にデジタル・AIを用いた学習内容を含むこと。

参加人数：各課題20～30名程度

## ②高校生向け

目的：企業とのワークショップ等を通じて実際のビジネス課題に挑戦することで、ビジネスの仕組みを理解し、課題解決の考え方を深めるとともに、アイデア創出力と実践力を身につける。

内容：

- ・現代のビジネスや社会課題に対する考察を深めるためのプログラムを実施し、高等学校での必修科目「総合的な探究の時間」にも活用できる内容として、企業課題の理解・アイデアの創出・発表まで行うワークショップを全4回程度で実施すること。
- ・実施手法はオンラインとオフラインの併用を可能とするが、少なくとも1回は対面で実施すること。
- ・参加者の募集は、学校単位（学年・クラス等）での参加、もしくは個人での参加のいずれにも対応可能な設計とすること。方法については本市と協議のうえ決定し、共同で行うこととする。
- ・社会課題に取り組む企業を選定し、2～3課題を設定すること。をまた、プログラム実施に必要な連絡調整を行うこと。
- ・課題のテーマのひとつ、もしくはプログラムの中にデジタル・AIを用いた学習内容を含むこと。

参加人数：各課題20～30名程度

## ③大学生・大学院生向け

目的：企業の具体的な課題を題材に、課題発見から解決策の企画立案・検証・発表までのプロセスを実践し、社会実装を目指すことで、実務で通用する戦略的な課題解決力と調査分析力を身につける。

内容：

- ・学生が企業の実課題に挑戦し、解決策の企画・立案から実証の検討、成果発表まで取り組むプロジェクト型学習を全8回程度で実施すること。
- ・実施手法はオンラインとオフラインの併用を可能とするが、最終回は必ず対面で実施し、課題提供企業へのプレゼンテーションを行うこと。
- ・学生のアイデアをプラッシュアップし、社会実装が可能なレベルとなるよう伴走支援を行うこと。
- ・参加者の募集は、大学・学部・ゼミ等の組織単位での参加、もしくは個人での参加のいずれにも対応可能な設計とすること。方法については本市と協議のうえ決定し、共同で行うこととする。
- ・本プログラムに共感し実課題を抱える企業・団体を選定し、市内企業・団体を含めて8～10課題を選定すること。また、プログラム実施に必要な連絡調整を行うこと。

参加人数：各課題5～10名程度

## (2) 参加者募集・広報

- ・参加者の興味を引き付けるプログラム名称の提案を行うこと。なお、本市が本事業を令和9年度以降も継続する場合には、当該プログラム名称を本市が継続して使用すること。
- ・本事業のWebページを作成し、各プログラムの紹介や情報発信、参加申込の受付を行うこと。
- ・申込多数となった場合は、本市と協議のうえ参加者を選定すること。
- ・参加者の募集にあたっては、Web広告やSNSの活用等、効果的な広報手段を検討し、対象者に広く周知されるよう、受託者が持つネットワークも活用するなど工夫して行うこと。

- ・本市が選定する、プログラミング、AI、アントレプレナーシップ等の現行の学校教育では学ぶことの難しい、課題解決・次世代産業創造人材育成に資する活動を行うコベカツ登録団体の本事業 Web ページへの掲載、Web・SNS 広告を活用した部員募集を併せて行うこと。

### (3) 運営・進行管理

- ・各プログラムの開催時期や開催方法などのスケジュール策定、講師の手配、会場の確保・設営を行うこと。
- ・各プログラムの実施状況を管理し、全体進行の調整や参加者および課題提供企業への対応など円滑な運営を確保すること。
- ・各プログラム参加者に対するアンケートや企業フィードバックを実施し、結果を分析すること。

## 5. 業務報告

- (1) 神戸市との定例会を毎月開催し、事業の進捗及び方向性について共有・協議すること。
- (2) 契約期間終了後、翌月 30 日までに以下の内容を盛り込んだ報告書を作成し、電子データで提出すること。
  - ①実施した委託事業の概要、事業の成果、課題
  - ②本業務の実施を踏まえた次年度に向けた提言
  - ③その他、必要に応じて本市が求める報告事項

## 6. その他の事項

### (1) 実施体制

本仕様書に記載した内容を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

### (2) 著作権の帰属

- ① 本事業の成果物、および所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は受託者に帰属する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者自身の責任で賠償責任を負うこととする。

### (3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後ににおいても同様とする。

### (4) 個人情報の取り扱い

受託者は、業務遂行にあたり「神戸市セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

### (5) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

## (6) ウェブ媒体の管理権限・情報セキュリティ

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用する SNS や WEB サイトなどの媒体について、本市が本事業を令和 9 年 4 月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を本市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- ③ ホームページの作成にあたっては「神戸市ホームページ作成ガイドライン」を遵守すること。なお、「神戸市ホームページ作成ガイドライン」については、以下のホームページを参照すること。  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/homepage/web\\_accessibility/guideline.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/homepage/web_accessibility/guideline.html)
- ④ WEB サイトに関して、本業務の契約履行期間の満了後も本市が使用したドメインを他社が取得し、利用されることのないよう、契約履行期間の満了後、1 年間はドメインの権利を維持し、ドメインを廃止する際は本市に事前に通告すること。なお、ドメインの権利維持にかかる契約が別途必要な場合は、契約履行期間の満了までに本市と協議すること。

## (7) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

## (8) 第三者の権利侵害

受託者は作成する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 7. 問い合わせ先、成果物納品場所

住所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 7F

神戸市経済観光局新産業創造課 担当：箕田、尾野

電話 078-984-0293 FAX 078-984-0299

電子メールアドレス shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp

(以上)